

# 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

## <目的>

第1条 介護福祉士修学資金等貸付事業（以下「本事業」という。）は、次の（1）から（3）までに掲げる資金の貸付けを通じて、福祉・介護人材育成および確保ならびに定着を支援することを目的とする。

### （1）介護福祉士修学資金

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した学校または知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し貸し付ける修学資金（以下「修学資金」という。）

### （2）介護福祉士実務者研修受講資金

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣および厚生労働大臣の指定した学校または知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し貸し付ける修学資金（以下「実務者研修受講資金」という。）

### （3）離職した介護人材の再就職準備金

介護職としての一定の知識および経験を有する者に対し貸し付ける再就職準備のための資金（以下「再就職準備金」という。）

## <事業の実施主体等>

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会とし、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が、毎年度予算の範囲内において第1条の各号に掲げる費用を貸付けるものとする。

## <貸付対象>

### 第3条

1 修学資金の貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者であって、次の（1）から（4）の要件を全て満たす者とする。

#### （1）次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 県内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県および熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内および当該被災県の区域とする。以下同じ。）において昭和63年2月12日社席第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者。

イ 県内の介護福祉士養成施設の学生であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ アまたはイに該当しない者のうち、介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録をしていた者で介護福祉士養成施設での修学のために転居をしたもの、その他の県社協会長が適当と認める者であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者

(2) 次のアまたはイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(3) 第5条第1項(1)①ウ国家受験対策費用およびエ生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の①および②に定める者に限る。

①国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

②生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に次に掲げる世帯（以下、「生活保護受給世帯等」という。）の世帯員である者

ア 高校在学時に生活保護受給世帯であって、世帯分離のうえ入学した者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予の世帯

(4) 他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない者。

2 実務者研修受講資金の貸付対象者は、実務者研修施設に在学する者であって、次の(1)および(2)の要件を満たす者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 県内に住民登録をしている者であって、卒業後に県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県および熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内および当該被災県の区域とする。以下同じ。）において昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者。

イ 県内の実務者研修施設の受講生であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ アまたはイに該当しない者のうち、実務者研修施設の受講生となった年度の前年度に県内に住民登録をしていた者で実務者研修施設での修学のために転居をしたもの、その他の県社協会長が適当と認める者であって、卒業後に県内において返還免除対象業務に従事しようとする者

- (2) 実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験の受験資格を有する見込みのある者
- 3 再就職準備金の貸付対象者は、県内に所在する事業所または施設に介護職員等として就労した者であって、次の(1)から(4)までの全てを満たす者とする。ただし、介護職員等として週20時間以上勤務する者に限る。
- (1) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）もしくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- (2) 介護人材として求められる一定の知識および経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得した者
- ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- (3) 居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した者
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ、滋賀県介護・福祉人材センターに氏名および住所等の届出または登録を行った者

#### <貸付期間>

第4条 貸付を受けることができる期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 修学資金貸付

介護福祉士養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とする。

(2) 実務者研修受講資金貸付

実務者研修施設に在学する期間とする。

#### <貸付額等>

第5条 貸付額等は、次に定めるとおりとする。

(1) 修学資金

- ① 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次のア～エに定める額を、加算することができるものとする。

- ア入学準備金 200,000円以内（入学時に限り）  
イ就職準備金 200,000円以内（卒業時）  
ウ国家試験受験対策費用 40,000円以内（当該卒業年度に加算）

エ生活費加算

介護福祉士養成施設に在学する期間の生活費の一部として、一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢および居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額（年齢および居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。）

(2) 実務者研修受講資金

貸付額は、200,000円以内とする。

(3) 再就職準備金

- ①貸付額は、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金貸付申請書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。  
②貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

<貸付利子>

第6条 利子は、無利子とする。

<貸付申請>

第7条 本事業の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の定めにより、県社協会長に対し貸付申請の手続きを行わなければならない。

(1) 修学資金

- ①申請者は次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出書類の様式は別に定めるところによる。

ア介護福祉士修学資金貸付申請書

イ在学する介護福祉士養成施設の長の推薦書

ウ連帯保証人のうち申請者と生計を一にし、かつ、その生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類

エ申請者が成年者の場合は、申請者の前年の所得を証明する書類

オその他、県社協会長が必要と認める書類

- ②申請者のうち、第3条第1項(3)①に該当し、加算を希望する者は、申請にあたり国家試験受験誓約書を提出しなければならない。

- ③申請者のうち、第3条第1項(3)②に該当し、加算を希望する者は、申請にあたりその事実を証明する書類を提出しなければならない。

- ④申請者のうち、第3条第1項(3)②に該当する者は、介護福祉士養成施設へ入学する前に貸付の申請を行うことができる。なお、この場合の取り扱いについては別に定める。

(2) 実務者研修受講資金

- ①申請者は次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出書類の様式は別に定めるところによる。

ア介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書

イ介護福祉士実務者研修受講証明書

ウ実務経験証明書

エその他、県社協会長が必要と認める書類

### (3) 再就職準備金

①申請者は次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、提出書類の様式は別に定めるところによる。

ア離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書

イ採用（予定）証明書

ウ資格を証明するものの写し

エその他、県社協会長が必要と認める書類

## <連帯保証人>

第8条 申請者は、次の各号の定めにより、連帯保証人を立てなければならない。保証人は、本事業による貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

### (1) 修学資金貸付の申請をする場合

①連帯保証人は原則として2人を立てなければならない。

②前項の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。

③申請者が未成年者である場合の保証人は、第1号①の連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

### (2) 実務者研修受講資金貸付または再就職準備金貸付の申請をする場合

①連帯保証人1人を立てなければならない。

②申請者が未成年者である場合の保証人は、法定代理人でなければならない。

## <貸付の決定>

第9条 県社協会長は、第7条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、決定の可否を申請者に通知するものとする。

## <貸付方法>

第10条 貸付は、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとし、次の各号の定めるところにより、貸付けるものとする。ただし、特別の理由がある時は、この限りではない。

### (1) 修学資金貸付

半期ごとに貸付けるものとする。

### (2) 実務者研修受講資金貸付および再就職準備金貸付

一括で貸付けるものとする。

## <貸付契約の解除>

第11条 県社協会長は、貸付契約の相手方（以下、「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 虚偽その他不正の方法により修学資金等の貸付を受けたことが明らかになったとき。

(6) その他、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

### <貸付の休止>

第12条 県社協会長は、借受人が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該事由が解消した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付されたものとみなす。

### <返還の当然免除>

第13条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務を免除するものとする。

#### (1) 修学資金貸付の借受人

①介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県および熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内および当該被災県とする。以下同じ。）において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合または中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年間）（以下「返還免除対象期間」という。）引き続き、これらの業務に常時従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、社会福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

②返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

#### (2) 実務者研修受講資金貸付の借受人

①実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験に合格した日（国家試験を合格した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に常時従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事し

た期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

②返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

(3) 再就職準備金貸付の借受人

①第3条第1項(3)③の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

②返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

#### <返還の裁量免除>

第14条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 修学資金貸付の借受人

①死亡し、または障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部または一部。

②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。返還の債務の額の全部または一部。

③借受人が、滋賀県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に常時従事したとき。返還の債務の額の一部。

(2) 実務者研修受講資金貸付および再就職準備金貸付の借受人

①死亡し、または障害により貸付を受けた資金を返還することができなくなったとき。返還の債務の額の全部または一部。

②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。返還の債務の額の全部または一部。

③借受人が、滋賀県内において1年以上、返還免除対象業務に従事したとき。返還の債務の額の一部。

2 裁量免除の額は、修学資金貸付借受人の場合は、返還免除対象業務に従事した月数を、修学資金の貸付を受けた月数（この月数が24に満たないときは24とする。）の2分の5（過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合または中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合にあっては、2分の3）に相当する月数で除して得た数値（こ

の数値が1を超えるときは、1とする。)を返還債務の額に乗じて得た額とする。実務者研修受講資金貸付借受人の場合は返還免除対象業務に、再就職準備金貸付借受人の場合は介護職員等の業務に従事した月数を、24で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

### <貸付金の返還>

第15条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、修学資金貸付にあつては貸付を受けた期間に2を乗じて得た月数に相当する期間内に、実務者研修受講資金貸付および再就職準備金貸付にあつては1年以内に、貸付を受けた資金を返還しなければならない。ただし、第1項(1)④に該当する借受人が、今後の貸付事業の目的を達成する意思がある場合は、国家試験受験対策費用のみの返還となる。

#### (1) 修学資金貸付の借受人

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または、県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④国家試験受験対策費用を貸付けた借受人が、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験しなかったとき。
- ⑤業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑥その他、県社協会長が必要と認めるとき。

#### (2) 実務者研修受講資金貸付の借受人

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験を災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により受験しなかった場合、または不合格となった場合であつて、次年度の国家試験を受験する意思がなくなったとき、または次年度の国家試験に不合格となったとき。
- ③県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤その他、県社協会長が必要と認めるとき。

#### (3) 再就職準備金貸付の借受人

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ④その他、県社協会長が必要と認めるとき。

2 返還は、月賦、半年賦、年賦(実務者研修受講資金および再就職準備金の場合は除く)の均等返還または一括の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

3 借受人が前項の規定による分割を怠った時は、借受人は当然に期限の利益を失い、残元金とこれに対する第17条に規定する延滞利子を直ちに支払わなければならない。



### <返還の猶予>

第16条 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

#### (1) 修学資金貸付の借受人

- ①貸付契約を解除された後も引き続き当該介護福祉士養成施設に在学しているとき。その在学している期間。
- ②貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき。在学している期間
- ③滋賀県内において、介護福祉士として返還免除対象業務に常時従事しているとき。その従事している期間。
- ④災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。その事由が継続する期間。

#### (2) 実務者研修受講資金貸付の借受人

- ①貸付契約を解除された後も引き続き当該実務者研修施設に在学しているとき。その在学している期間。
- ②貸付決定時に在学していた実務者研修施設を卒業後、引き続き、社会福祉士養成施設において修学しているとき。在学している期間
- ③滋賀県内において返還免除対象業務に常時従事しているとき。その従事している期間。
- ④実務者研修施設を卒業した日から直近の介護福祉士国家試験を受験しなかった場合、または不合格となった場合であって、次年度の国家試験を受験する意思があると認めるとき。2回目の国家試験を受験する年度の年度末までの期間。
- ⑤災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。その事由が継続する期間。

#### (3) 再就職準備金貸付の借受人

- ①滋賀県内において介護職員等の業務に従事しているとき。その従事している期間。
- ②災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。その事由が継続する期間。

### <延滞利子>

第17条 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求および督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

### <連帯保証人の変更>

第18条 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

### <借受人等の異動>

第19条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の様式にその事実を証明

する書類を添えて速やかに県社協会長に届け出なければならない。

(1) 修学資金貸付の借受人

- ①氏名、住所等を変更したとき。
- ②休学し、復学し、または退学したとき。
- ③停学その他の処分を受けたとき。
- ④卒業したとき。
- ⑤従事先を変更したとき、または返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき。
- ⑥連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき。

(2) 実務者研修受講資金貸付および再就職準備金貸付の借受人

- ①氏名、住所等を変更したとき。
- ②休職、復職または退職したとき。
- ③従事先を変更したとき、または返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき。
- ④連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき。

2 第16条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者は、毎年4月15日までに介護等業務従事状況届出書を県社協会長に提出しなければならない。

<その他>

第20条 この要綱および滋賀県が定める「介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」によるほか、本事業に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

(別表) 生活費加算の基準額 (第5条関係)

(単位：円)

| 年齢    | 級地区分   |        |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 1級地-1  | 1級地-2  | 2級地-1  | 2級地-2  | 3級地-1  | 3級地-2  |
| 19歳以下 | 42,080 | 40,190 | 38,290 | 36,400 | 34,510 | 32,610 |
| 20~40 | 40,270 | 38,460 | 36,650 | 34,830 | 33,020 | 31,210 |
| 41~59 | 38,180 | 36,460 | 34,740 | 33,030 | 31,310 | 29,590 |
| 60~69 | 36,100 | 34,480 | 32,850 | 31,230 | 29,600 | 27,980 |
| 70歳以上 | 32,340 | 31,120 | 29,430 | 28,300 | 26,520 | 25,510 |

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。

付 則

1. この要綱は、平成30年2月1日から施行し、施行日以降の貸付から適用する。
2. 平成30年1月31日以前に貸付のあった修学資金等の取り扱いについては、従前の滋賀県社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付事業実施要綱、滋賀県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業実施要綱、滋賀県介護人材再就職準備金貸付事業実施要綱による。

## 介護福祉士修学資金等貸付事業 返還免除対象業務

※滋賀県社会福祉協議会要綱 第3条関係

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種

### 別添 1

#### 指定施設における業務の範囲等

##### 1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

（1）施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士及び精神科ソーシャルワーカー

（2）施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

（3）施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する個別対応職員

（4）施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員

（5）施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員

（6）施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員

（7）施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、

個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員

(8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第5条第1項、第3項第3号及び第5号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号、第66条第1項並びに第73条第1項第2号に規定する指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び障害福祉サービス経験者

(10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条に規定する相談支援専門員

(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員

ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ 患者の社会復帰に係る相談援助

エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

(12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)

第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員

(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員及び精神保健福祉士並びに精神科ソーシャルワーカー

(15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(専任の家庭相談員)、「福

社事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和 45 年 4 月 9 日付け社庶第 74 号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 8 条第 1 項に規定する専任の母子・父子自立支援員「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号) 別添 1 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領) 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条の 6 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

(17) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」(昭和 38 年 3 月 19 日付け厚生省発社第 35 号) 別紙 (婦人相談所設置要綱) 第 2 に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する専任の婦人相談員

(18) 施行規則第 2 条第 8 号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成 14 年厚生労働省令第 49 号) 第 8 条第 1 項に規定する入所者を指導する職員

(19) 施行規則第 2 条第 9 号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第 13 条第 1 項に規定する知的障害者福祉社、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号)第 1 に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(20) 施行規則第 2 条第 10 号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号) 第 12 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 1 号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号) 第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号) 第 11 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員、同令附則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号) 別紙 1 (老人福祉センター設置運営要綱) 第 2 条第 3 項及び第 3 条第 3 項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号) 第 93 条第 1 項第 1 号及び第 121 条第 1 項第 2 号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号) 第 20 条第 1 項第 1 号及び第 42 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 第 129 条第 1 項第 2 号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第 5 条第 1 項第 1 号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 27 年厚生労働省令第 4 号) 第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項第 1 号 (介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。) に規定する生活相談員、介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 63 の 6 第 1 号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

(21) 施行規則第 2 条第 11 号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成 26 年 9 月 30 日付け厚生労働省発雇児 0930 第 4 号) 母子・父子福祉施設設置要綱第 1 に規定する母子及び父子の相談を行う職員

(22) 施行規則第 2 条第 12 号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員及び同項第 6 号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する支援相談員及び同項第 7 号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 2 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 6 号に規定する介護支援専門員並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 131 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員及び同項第 6 号に規定する介護支援専門員

(23) 施行規則第 2 条第 12 号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業(同法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業(認知症初期集中支援推進事業を除く。))を除く。)に係る業務を行う職員

(24) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号) 第 11 条第 1 項第 2 号イ(2)、第 3 号イ(1)及びロ、第 4 号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第 5 号イ(1)及びロ(1)並びに第 6 号イ(1)に規定する生活支援員、同項第 5 号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第 2 号イ(3)、第 3 号イ(2)、第 4 号イ(2)、第 5 号イ(3)及びロ(2)並びに第 6 号イ(2)に規定するサービス管理責任者

(25) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 175 号) 第 9 条第 1 項第 2 号に規定する指導員

(26) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 176 号) 第 10 条第 1 項に規定する管理人

(27) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号) 第 12 条第 1 項第 4 号、第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号(第 2 項において読み替えられる場合を含む。)及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号(第 88 条において準用する場合を含む。)に規定する生活支援員、同令第 64 条第 1 項第 3 号に規定する就労支援員及び同令第 12 条第 1 項第 5 号、第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号(第 88 条において準用する場合を含む)に規定するサービス管理責任者

(28) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運

営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条に規定する相談支援専門員

(29) 施行規則第 2 条第 13 号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第 3 条に規定する相談支援 専門員

## 2 施行規則第 2 条第 1 4 号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法第 38 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する授産施設及び宿所提供施設  
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日付け厚生労働省発社援第 0331011 号）に基づき配置された指導員

(2) 児童福祉法第 37 条に規定する乳児院・児童指導院、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員

(3) 老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム  
・生活相談員

(4) 「指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設  
・生活相談員及び計画作成担当者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設  
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。）第 3 1 条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号、第 38 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号、第 57 条第 1 項第 3 号及び第 58 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号）別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)7 に規定する指導員

(6) 障害者総合支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設・整備省令第 1 条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 87 号）第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに第 37 条第 1 項第 2 号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人

(7)障害者総合支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

・整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号) 第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員

(8)「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和 62 年 6 月 18 日付け社老第 80 号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センター

・相談援助業務を行っている専任の相談員

(9)「隣保館の設置及び運営について」(平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号)に基づく隣保館

・相談援助業務を行っている専任の指導職員

(10) 都道府県社会福祉協議会

・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号)別添 10(日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する専門員

(11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会

・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号)別紙

(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱) 2 に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている専任の職員

(12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。)第 3 条による改正前の障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている専任の職員

(13) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関

・児童指導員及び保育士

(14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号に規定する施設

・相談援助業務を行っている専任の指導員及びケースワーカー

(15)「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場

・相談援助業務を行っている専任の指導員

(16) 更生保護法(平成 19 年法律第 88 号)第 16 条及び第 29 条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所

・保護観察官

(17) 更生保護事業法施行規則(平成 8 年法務省令第 25 号)第 1 条第 4 項に規定する更生保護施設・補導主任及び補導員

(18) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 29 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設

・相談援助業務を行っている指導員



- (19) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和 54 年 7 月 11 日付け児発第 514 号) 別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター・相談援助業務を行っている専任の職員
- (20) 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の指導員
- (21) 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (22) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成 20 年 7 月 22 日付け雇児発第 0722003 号) 別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の相談員
- (23) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (24) 「利用者支援事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け府子本第 83 号・27 文科初第 270 号・雇児発 0521 第 1 号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (25) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号) 別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設
- ・児童指導員及び保育士
- (26) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第 34 条第 1 項第 1 号に規定する点字図書館及び同条第 3 号に規定する聴覚障害者情報提供施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (27) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)第 2 条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (28) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- ・相談援助業務を行っている専任の職員
- (29) 整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- ・児童指導員及び保育士
- (30) 整備法第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (31) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成 24 年厚生労働省令第 40 号)第 25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 173 号)第 3 条に規定する相談支援専門員

(32) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 1 号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号) 別紙 1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記 11 (3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(33) 「地域生活支援事業の実施について」別紙 1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記 11(4) に基づく「日中一時支援」、別添 1 に基づく「障害者相談支援事業」又は別添 4 に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(34) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成 22 年 3 月 30 日付け障発第 03300019 号) による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成 20 年 5 月 30 日付け障発第 0530001 号) 別紙 (精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設

- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(35) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙 (精神障害者地域移行

- ・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設

- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(36) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成 23 年 4 月 25 日付け障発 0425 第 4 号) 別添 (精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) に規定する病院として必要な職員を除く。)

(37) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 2 号) 別添 2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設

- ・相談援助業務を行っている専任の職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)

(38) 指定通所介護 (指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。)、同法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービス (以下「基準該当居宅サービス」という。) に該当する同法第 8 条第 7 項に規定する通所介護、指定地域 密着型通所介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護をいう。)、指定介護予防通所介護 (指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。) 第 5 条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧介護保険法」という。) 第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。) 若しくは介護保険法第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービス (以下「基準該当介護予防サービス」という。) に該当する旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護 (指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。)、基準該当居宅サービスに該当する同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護 (指定介護予防サービスに該当す

る同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業(介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定を受けたものに限る。)をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)

- ・生活相談員

(39) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設

- ・支援相談員

(40) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)を行う施設

- ・オペレーター

(41) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)を行う施設

- ・オペレーションセンター従業者

(42) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

- ・生活相談員

(43) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスをいう。)を行う施設

- ・介護支援専門員

(44) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を行う施設

- ・生活相談員及び介護支援専門員

(45) 介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

- ・介護支援専門員

(46) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

(47) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

(48) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

(49) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている専任の職員

(50) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(51) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

(52) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添9(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター

(53) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター

・相談援助業務を行っている専任の職員

(54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所

・相談援助業務を行っている専任の相談員

(55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター

・生活相談指導員

(56) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」(平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号)別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)実施要領)、 「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号)による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分)による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号)の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要

領」の別記 1 (地域支え合い体制づくり事業)に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(57)「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 29 年 5 月 17 日社援発第 0517 号)による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 11 (地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領)及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 13 (熊基地震における被災者見守り・相談支援等事業実施要領)に基づき、熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

- ・相談援助業務を行っている専任の職員

(58)「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業)の運営について」(平成 22 年 1 月 28 日付け社援発 0128 第 1 号)別添 1(自立相談支援モデル事業運営要領)に基づく自立相談支援機関及び同通知別添 4(家計相談支援モデル事業運営要領)に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所

- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員

(59)生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第 2 条第 6 項に規定する家計相談支援事業を行っている事業所

- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援相談員及び家計相談支援員

(60)生活保護法第 55 条の 6 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所

- ・就労支援員

(61)発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 14 条に規定する発達障害者支援センター

・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成 17 年 7 月 8 日付け障発第 0708004 号)別紙(発達障害者支援センター運営事業実施要領)に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(62)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項第 2 号に規定する広域障害者職業センター

- ・障害者職業カウンセラー

(63)障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項第 3 号に規定する地域障害者職業センター

- ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者

(64)障害者雇用納付金制度に基づく第 1 号職場適応援助者助成金受給資格認定法人

・第 1 号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

(65)障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 96 号)第 3 条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第 27 条に規定する障害者雇用支援センター

- ・旧法第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員

(66)雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人

・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

(67) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条に規定する障害者就業・生活支援センター  
・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成 14 年 5 月 7 日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号) 別紙 2(障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱)に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙 3(障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱)に規定する生活支援担当職員

(68) 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 8 条に規定する公共職業安定所  
・精神障害者雇用トータルサポーター

(69) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 文科生第 8117 号文部科学大臣決定) 別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」(平成 25 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定) 別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関

・スクールソーシャルワーカー

(70) 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記(1)から(69)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

### 3 2 (70) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

#### (1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。(福祉に関する相談援助とは認められないものの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記 1 及び 2 の(1)から(69)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員が配置されていること。

ウ 「専任の相談員」に該当する者は、当該施設の常勤者又は次の要件を満たす者であること。

(ア)当該施設設置者と雇用関係を有していること。

(イ)労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上であること。

エ ウに定める「専任」の判断基準は、上記 1 及び 2 の(1)から(69)までに定める職種のうち、この通知により「専任」であることが求められているものに準用する。

#### (2) 認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して 2(70)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

## 別添 2

### 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

#### 1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。)第 5 条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(障害者総合支援法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 30 条に規定する身体障害者療護施設及び同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設に限る。)、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成 24 年法律第 51 号)第 2 条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (7) 整備法第 3 条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (8) 指定訪問介護(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護をいう。)若しくは指定介護予防訪問介護(同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第 5 条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)又は第一号訪問事

業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。）の訪問介護員等

(9) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

(10) 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

(11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第 42 条の 2 に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

(12) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

(13) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

(14) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

(15) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

(16) 指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスをいう。）の介護従業者

(17) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員



- (18) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員
- (19) 指定介護老人福祉施設（指定施設サービス等に該当する介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設をいう。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する同法第 8 条第 2 2 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）（特別養護老人ホームを除く。）の介護職員
- (20) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (21) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第 8 条第 26 項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成 6 年 3 月厚生省告示第 72 号）別表第 1（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1 から 4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）附則第 4 項に規定する家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (27) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 2 号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (28) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号) 別紙（重症心身障害児(者)通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
- (29) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和 62 年 8 月 6 日付け社更第 185 号) 別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (30) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和 54 年 4 月 11 日付け児第 67 号) 別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている

施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(31) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(32) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」、別記11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(33) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(34) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

(35) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

(36) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

(37) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者